

## 労働保険料等の口座振替について

口座振替制度は、あらかじめ届け出が必要になりますが、口座振替の納付日に、届出いただいた口座から労働保険料を引き落とし、納付する制度です。

金融機関等の窓口に出向くことなく労働保険料が納付できること、一度手続きを行えば継続して口座振替で納付できること、手数料がかからないこと、保険料の引き落としに最大約2ヶ月ゆとりができること等のメリットがありますので、ご利用ください。

申込書は、厚生労働省ホームページからダウンロードできるほか、茨城労働局の窓口でお配りしています。

納期	第1期	第2期	第3期
口座振替申込期限	平成31年2月26日	令和元年8月14日	令和元年10月11日
口座振替納付日	令和元年9月6日	令和元年11月14日	令和2年2月14日
通常の納期限	令和元年7月10日	令和元年10月31日	令和2年1月31日

※第2期、第3期については、労働保険料の延納(3分割)が認められた場合に対象となる口座振替日です。

※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。

※該当日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。

## 一般拠出金について

「一般拠出金」とは、「石綿による健康被害の救済に関する法律」の規定に基づき、申告・納付いただいているもので、徴収された一般拠出金は、国からの交付金、地方公共団体からの交付金、特別事業主(アスベスト製造、販売を行ってきた事業主)からの特別拠出金と併せて、石綿(アスベスト)健康被害者の救済費用に充てられています。

平成26年4月1日より、石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金率が改正され、業種を問わず一律賃金総額に1000分の0.02を乗じた額を申告納付してください。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

⇒「厚生労働省 労働保険年度更新に係るお知らせ」で検索してください。

## 年度更新業務の一部の外部委託について

年度更新業務のうち、年度更新申告書等関係書類の送付及び年度更新申告書の審査、提出督促等業務の一部を民間事業者へ委託しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。年度更新申告書の記載内容等を確認する必要がある場合に民間事業者から電話連絡があります。